

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

平成二十二年埼玉県告示第二百十六号（狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留所の設置に関する告示）は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司